

受領書

申立人
相手方

上記当事者間の 執行事件にかかる保管物件（目的外動産）は、本日
全部引渡を受け、ここに受領を完了しました。

尚、当方が引き取り後の残存物件は全て不用品につき、その所有権を
放棄しますので、保管者及び申立人において処分してください。

令和 年 月 日
相手方

印

大阪地方裁判所執行官 殿

上記の署名は相手方の署名です。
保管者

印